

厚生常任委員会記録

令和3年12月13日（月）於 第2委員会室

開会 午前10時00分

散会 午前10時57分

○出席委員（7名）

1番 竹内博之委員 2番 成田大介委員 4番 齋藤豪委員
8番 木村隆洋委員 20番 石田久委員 27番 宮本隆志委員
28番 下山文雄委員

○出席理事者（3名）

健康子ども部長 三浦直美 子ども家庭課長 石澤容子
国保年金課長 葛西正樹

○出席事務局職員（2名）

次長 菊池浩行 書記 附田準悦

【午前10時00分 開会】

- 委員長（木村隆洋委員） これより、厚生常任委員会を開会いたします。
ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。
本定例会において、厚生常任委員会に付託されました案件は議案2件であります。

議案第100号 弘前市母子生活支援施設条例を廃止する条例案

- 委員長（木村隆洋委員） まず、議案第100号弘前市母子生活支援施設条例を廃止する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康子ども部長。

- 健康子ども部長（三浦直美） 議案第100号弘前市母子生活支援施設条例を廃止する条例案について御説明申し上げます。

本条例案は、市が設置する母子生活支援施設条例を廃止するため、条例を廃止しようとするものであります。附則は本条例の施行期日を定めたもので、令和4年4月1日から施行しようとするものであります。

配付資料の1ページを御覧いただきたいと思います。

1、施設の概要についてであります。

本施設は、児童福祉法に基づき昭和39年12月に建築・供用開始した母子生活支援施設で、本年で築57年を迎えます。

母子生活支援施設とは、何らかの事情により子供の養育が困難な母子家庭のお母さんと18歳未満の子供が一緒に入所し、施設職員と共に自立を目指す施設です。居室が定員世帯数と同じで8室、炊事室、お風呂場、トイレなどは共同利用となっております。また、社会福祉法人弘前草右会を指定管理者として施設管理をしており、令和4年3月31日で指定管理期間が満了となります。

次に、国が示す一般的な母子生活支援施設の役割・機能についてですが、一つ目として自立に向けた相談や就業促進などの母子への支援、二つ目として児童虐待やDV被害者への支援、三つ目として安全安心に生活できる環境の提供というふうに定められております。ただし、当市のひまわり荘は、国が定める施設規模の基準で職員を配置しており、夜は警備員がいるものの、日勤の職員による母子支援が主となっており、DVシェルターなどの緊急一時避難の機能強化は行っていないものであります。

2、ひまわり荘の入居状況、それから2ページになりますが、3、ひまわり荘に係る運営費等の収支につきましては、資料記載のとおりでございます。

次に、4、母子生活支援施設をめぐる状況の変化についてです。

ひまわり荘は、先ほども申し上げましたが、築57年が経過し、日常的な手入れは行き届いているものの、著しい老朽化と、お風呂場、トイレ等が共同利用で利便性に課題がございます。また、近年はプライバシーが守られる住宅を希望する世帯が多くなっており、ひまわり荘のような寮生活のニーズは低下しております。その一方で、母子生活支援施設は、住む場所を提供し保護する施設から母子の自立を支援する施設への機能転換が期待されております。

当市においては、要支援家庭等に対する相談業務を専門の係で対応しているほか、様々な充実した支援サービスを提供しており、今後、この機能をさらに強化し、子育て世帯が地域の中で安定した生活を送ることができるよう支援していく必要があります。

5、今後の方針についてでございます。

以上のことから、これらに対応するため、令和4年3月31日をもってひまわり荘を廃止し、母子への生活サポートを目的としたこれまでの施設を用意した支援から、既存事業の拡充と新たな取組を組み合わせた、ひとり親を含む全ての子育て世帯を対象とした総合的な支援へ機能向上を図り、一人一人に合った的確できめの細かい支援を実施していくこととしたいと考えております。

総合的な支援に向けた新たな取組で主なものを申し上げますと、まず窓口相談体制強化によるアウトリーチ支援——要は待つのではなくて、出向いていっての支援ということになりますが、これらを積極的に行ってまいります。当課には各専門分野の相談員が6名おりますので、相談員と職員の課内の業務分担等を集約・見直しして、職員を増員せずに機能強化を行い、積極的な支援を行ってまいります。

次に、民間宿泊施設との連携でございますが、これは、当市にこれまでなかった緊急一時避難場所の確保対策として弘前市旅館ホテル組合と連携し、組合に加盟する宿泊施設を緊急一時避難場所として活用するものであります。

次に、市営住宅の活用についてでございますが、これは、耐用年数により用途廃止を予定していて、既に入居者の募集を行っていない市営住宅の活用を図るもので、支援を必要としている世帯等が次の住居が決まるまでの間、入居できるようにするものでございます。また、入居要件の弾力的運用については、これまで離婚が成立していない夫婦のどちらかが市営住宅を申し込むことが原則として認められておりませんでした。配偶者とやむを得ず別居している場

合は住宅困窮者とみなし、申込みを認めることとするものでございます。

次に、子供家庭総合支援拠点の設置についてでございます。この支援拠点は、国の児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき、令和4年度までに全市区町村に設置することが目標とされているもので、地域に根差した身近な相談窓口として、全ての子供とその家庭、また妊産婦を対象に様々な相談に対応し、支援が必要な家庭に対し切れ目のない支援を実施していくものであります。この支援拠点は、新たな施設などを造るというのではなく、これまでの市や関係機関が連携し取り組んできた取組を改めて整理することで一層の機能強化を図り、一人一人に合ったきめ細かい支援をしていくもので、こども家庭課が支援拠点の役割を担うものであります。次のページの資料1の下にイメージ図を掲載しておりますので御参照いただきたいと思います。

資料1は、今説明申し上げました支援拠点を含むひとり親を含む全ての子育て世帯を対象とした支援体制を体系的に整理したものでございます。支援内容の主なものには各取組の説明を書いておりますが、ここに、相談内容に応じた支援を組み合わせて個別ケースごとに対応してまいります。

このように、ひまわり荘を廃止しても、ひとり親を含む全ての子供とその家庭及び妊産婦等を対象とした必要な支援、特に要支援児童、それから要保護児童等への支援強化を図ってまいります。

なお、廃止を予定する弘前市母子生活支援施設でありますひまわり荘には現在、1世帯が入所しておりますが、今月中に退所する予定となっております。

説明は以上でございます。

○委員長（木村隆洋委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○20番（石田 久委員） 私のほうからは、4点について質疑したいと思います。

ひまわり荘について、現在、入所世帯が1世帯で、12月に退所するということですが、そういう中で今回、建物の老朽化を理由に、今年度末に廃止という案が出されています。

そもそも母子生活支援施設は、児童福祉法第38条に基づき、地域で自立した生活が営めない18歳未満の子供を養育している母子家庭などが支援を受けながら自立に向けて生活をするところと明記しています。

その中で、1番には、全国母子生活支援施設協議会の会長は、「母親と子供の生活を守り抜くことが母子生活支援施設の使命。今、新型コロナウイルスの影響により生活困窮に至った母子世帯の支援や住居の確保等、一時保護も含めて母子生活支援施設が果たす役割は一層重要」としているわけですが、そういう中で、これまでひまわり荘が果たしてきた役割についてどのように認識されているのかお答えしていただきたい。

それで、夫の暴力で相談を寄せられた方は、今までは毎年50人から60人という状況ですが、やはり令和元年、令和2年を見ますと135件というような状況ですが、そういう中で問合せや相談件数について、また施設の周知方法についてお答えしていただきたいと思えます。これが1点です。

それから2点目は、就労先の休業や解雇など、非正規雇用が多い女性にしわ寄せが集中している中、丁重な支援がますます求められています。ひまわり荘の廃止で母子支援に影響はないのでしょうか。中長期的な支援をどのようにされるのかお答えしていただきたいと思えます。

その中で、母子家庭等自立支援対策大綱には、母子生活支援施設はDV被害の一時保護を含めた多機能な役割を担うとしており、中長期的な支援に母子生活支援施設の活用が提言されて

います。その辺については、これについては後でお答えしていただきたいと思います。

それから3点目には、令和元年第2回定例会で、我が党の千葉議員がひまわり荘について質問しています。当時の部長答弁は、「市といたしましても、母子生活支援施設の必要性を認識しており、機能を継続しながらコストを低減できる方法などについて検討したい」と答弁しています。DV対応もできるように施設整備や職員体制の拡充を求めてきましたが、これまでどのように議論されてきたのでしょうか、お答えしていただきたいと思います。やはり、ひまわり荘は建物改修を行い、DV対応も含めた母子支援に力を注ぐことを求めるべきではないでしょうか、お答えしていただきたいと思います。

それから4点目は、ひとり親を含む全ての子育て世帯を対象とした総合的な支援ということ为先ほど部長が述べていますけれども、この10年間、特に平成25年度が、8世帯が入所できる中、6世帯が入所してから、令和3年度は2世帯となっています。ゼロの年はなかったわけですが、総合的な支援についてかなり進めてきていると思うが、具体的にどういう取組を行ってきたのか答弁をお願いいたします。

特にこの2年間、コロナ禍の中で、総合支援について進んでいないと思います。それは今議会でも質問をしましたが、生活保護についても、職員が7名も不足して、1人のケースワーカーが、80人担当が100人以上を担当しなければならない、さらに職員は病気やストレスによる病欠で、増員を求めても「なし」という状況です。

今回の12月議会でも児童虐待への質問がされています。やはり、そういう中で今回、母子家庭で離婚ができない中で、生活保護の相談が多いわけですが、市営住宅を申し込んでも、古い市営住宅より空きはなくて、風呂の設置まで自分で用意しなければならないとか、家財道具も用意しなければならないという状況で、精神的にも、母親はパニック症候群で、さらに子供は不登校などで孤立状態です。今でもそうです。

さらに、保健センターの保健師たちもコロナ禍で大変な状況です。そういう中で、コロナ禍での雇い止めやテレワークによる在宅勤務の増加などで家庭内のDVや児童虐待なども頻発しています。今、総合的にやらなければならない状況なのに、具体的にはどういう取組をしているのかお答えしていただきたいと思います。

○こども家庭課長（石澤容子） まず1点目、これまでひまわり荘が果たしてきた役割、あと現在の問合せとか相談件数についてでございます。

これまで母子生活支援施設というのは、かつては母子寮という名称でございまして、法律に位置づけられたのは昭和7年、数が増加したのは昭和22年ということで、戦後の母子家庭対策ということでの役割を果たしてきたものでございます。

昭和50年代に公営住宅の増加とか母子世帯の優先入居などがあって、母子寮の住居としての役割はちょっと減少しているという状況ではありますけれども、現在もまだ母子の生活環境の提供とか、あとは自立支援の役割を継続して果たしているものでございます。

問合せ件数についてでございますが、令和元年度、2年度、それから3年度の11月現在までの3年間で見ますと、市役所とひまわり荘を合わせまして問合せは11件、あと見学を实际していただいた件数が5件、あと見学後入所していただいた件数が2件というふうになっております。

次、2番目の質疑でございます。ひまわり荘の廃止による母子支援の影響とか、その後の中長期的な支援をどのようにしていくかというところでございます。

これにつきましては、まずひまわり荘という施設については、これまでも生活の場の提供と

いう役割が主で、入所者の代わりに全ての手続とかをするというところではない施設でございました。中長期的にも、母子とかひとり親の支援ニーズというのは個々に対応が違うものでございます。例えば、施設の職員に、個別に違う対応を全て求めるというよりも、市として、孤立につながる施設での自立支援から地域での自立支援に切り替えるということを考えておりました。例えばですけれども、施設の職員ではなくて、市が自ら退所者と向き合って細かく状況を把握して、もう既に各関係機関の担当者間で関係性が構築されております児童相談所、あるいは警察、家庭裁判所、病院、弁護士会、DVセンター、福祉事務所、あるいは市営住宅の担当者や各保育園、教育委員会など——転校手続など、あと就労自立支援室での就労支援など直接、各機関へ伴走したり確認したり、アドバイスによって継続した支援につなげるほうがよいというふうに考えておりました。長期的には、施設での支援ではなくて、地域での自立支援につなげていきたいというふうに考えております。

次に、母子生活支援施設の必要性でしたか……千葉議員のほうから、令和元年第2回定例会で「母子生活支援施設の必要性を認識しており、機能を継続しながらコストを低減する方法などについて検討する」というふうに市のほうで答弁しておりました。それについて具体的に議論してきているのかという問合せでございます。

母子生活支援施設の機能については、まず相談支援や就業促進支援、生活支援、子育て支援などの母子への支援、あとは児童虐待やDV被害者への支援、それから安全安心な生活環境の提供ということがございます。これに対して、現在ひまわり荘において実施している支援としては、相談支援や就業促進のための支援、子育て支援、メンタルヘルスに関する支援などの母子への支援、あと生活支援と生活のスキル向上のための支援、あと生活環境の提供などを行っております。ただ、今現在、DVシェルターなどの緊急一時避難に関する機能強化は行ってないものでございます。

もしひまわり荘を廃止した場合、生活環境の提供の機能が失われてしまうのではないかと懸念があると思いますが、これについては民間宿泊所との連携、あとはショートステイ事業の拡充、市営住宅の活用、入居要件の弾力的運用、あと県女性相談所や児童相談所との連携によって十分対応できるものと考えております。

ひまわり荘の改修によってDV対応も含めた母子支援をしていただきたいというような要望については、その他の既存の事業の拡充と新たな取組を組み合わせた、ひとり親を含む全ての子育て世帯を対象とした総合的な支援へ一層、機能向上を図ることによって一人一人に合った確できめの細かい支援を実施できるものと考えております。

あと、4番目について。総合的な支援について、これまで具体的にどういう取組を行ってきたのか、あとコロナ禍においてもそういうふうな取組が実際行われてきたのかというところでございますけれども、こちらについても、令和元年度からこども家庭課の中にDVや児童虐待の専門の係をつくっております。ひとり親も含めた支援を行ってきたところですが、今後はますます、家庭支援拠点という、今までは市の一般財源で行われてきた児童虐待を、今後は国・県から、家庭支援拠点を設置することで補助も入りますので、より支援を拡充して、ひとり親を含めた全ての子育て世帯への支援に取り組んでいきたいと考えております。

○20番（石田 久委員） 今、課長がいろいろ、4点にわたって答弁してもらったのですけれども。

一番最初、私たちも市議団でひまわり荘の施設見学をしまして、草右会の方がいて、元職員の方があそこでかなり努力しているのを見してきました。そのほかに、今回の議会で出された中

で、私は青森市のすみれ寮に施設見学へ行ってきました。そこは、新青森駅の本当の向かいです。そこに、平成26年ですか、できて、弘前の場合は8世帯ですけれども、ここは20世帯が入所できて、そういう中でオール電化、それからトイレ・バスつきで、全部個室になっているわけですけれども。

そういう意味では、弘前のほうを見ますと、トイレもお風呂もみんな共同というような形で、プライバシーの関係は、本当に昭和にできた建物だなと感じているわけですけれども。今回、青森市の母子生活支援施設を見学する中で、先ほど課長も言っていたのですけれども、そういう中で、世帯の自立を促進するため、母子支援員、少年指導員、それからお母さんの生活の支援、お子さんの養育、そういうような支援を今現在行っているわけです。

そういうことを私は、ここに行って思うのは、私のところにもそういう相談者が来てひまわり荘を見たときには、やはり入所を希望しなかったのですね。それで、どこを紹介したかというところ、市営住宅です。しかし、市営住宅に行ったのですけれども、風呂がないということで、弘前ガスのところに行って、分割でお金を払うから風呂のそれをやってくれないかと。それで、生活保護の申請をして、分割でやったり、それから家財もほとんどないということで、みんなに呼びかけて家財道具をやるというような状況で。結局、そのお母さんは生活福祉課の窓口へ行っても、不安になってパニック症候群になって、生活福祉課の前でかなり大きい声を出したり、娘さんは小学生なのだけれども不登校になってしまっただけで、そこに先ほど言ったいろいろな支援が行っているのかというと、ほとんど来ていないという状況です。

ですから、そういうような状況の中で、これからこういうふうにするのだという中ですけれども、今現在、コロナ禍の中では、影響としては本当に、かなり大変なので、そういう中でひまわり荘は、確かに築57年ですから、建て替えとかを検討したのかどうか。先ほども言いましたように、前の千葉議員の一般質問に対しては必要性を認識して、機能を継続しながらコストを低減して、そういうような形で検討したいということまで述べているわけです。今、企画部長になっていますけれども。

そういうようなことが、どうして今回、あれから3年がたってから廃止というような形になったのか、その辺について、ぜひそのところの答弁をお願いしたいと思います。

それと、全国的に見てもこういう施設がかなりある中で、コロナ禍の中で今一番大切なのは、そういう中できちんと、生活支援員とか少年指導員とか、そういう者が常駐し、あるいは食生活改善指導員とか、それから青森市の場合は、ここの施設の中には医務室とか学習室、集會室、保育室——ここは共同スペースですけれども、そういうところもあって、母親がパニック症候群でもきちんとしたフォローをしながら、あるいは子供に対しても不登校ではなく、そういう中できちんとやっているわけですけれども、それが先ほどの総合的な支援というところ、最初はアパートに何か月間かいて、その後にもまた市営住宅に移って、そこでどうのこうのと言っていると、はっきり言ってそういう親子は、変な意味ではないのですけれども、ここに行くと、たらい回しではないのですけれども、そういうような形で、今でも精神的な面で不安定になっているのですから、今回、いきなり廃止というのが出されたのか。やはり青森市みたく、青森市も古かったので改築をしてきているわけですけれども、ここはほぼ満杯です。そういう中で……（「もう少し短く、簡潔に」と呼ぶ者あり）はい。そういう意味では、どういうふうにして検討したのかお答えしていただきたいと思います。

○こども家庭課長（石澤容子） 今回の廃止案を出すまでに様々、方向性については検討をしております。改築ということについても、施設の方向性を検討した時点において、法定耐用年数

38年を大きく上回る50年以上が経過しておりましたので、改築でも相当のコストを要するという点で、改築ではなくて新築という観点でも検討を加えておりました。

ただ、相当なコストというところの話ではなく、費用の問題ではないというふうに考えております。平成13年あたりから、ひまわり荘というのが保育所と同じように、措置ではなくて申請という形になっております。ほかの児童養護施設とか乳児院とかは、市から、一定の専門的な知見があれば、措置ということで強制的に入れることができているのですけれども、それが母子生活支援施設の場合、御本人からの申請があれば、御本人の一定の要件、例えば援助する人がいないとか経済的に困難だという、DVがなくてもそういうふうな申請があれば入所できるようになっております。

例えば、すみれ寮のように、全国的にも言えることですが、やはり古い施設は入所が少なく、新しい施設は比較的に入所、結構入っております。これまでもそうなのですが、入退所が本人の意思でできるということがあり、やはり新しい施設に入ることが多いので、多分、ひまわり荘も新しく建てればある程度入所は見込めるのではないかと思いますけれども、例えば10世帯の施設を建てたとしても、11世帯目に本当に必要な方が申込みをされても結局入れなかったりとか、施設にもある程度限りがありますので、こちらとしても、だんだんDVの件数も増えているところでもありますし、限られた施設の支援ではなくて、もっと広く在宅の支援をして、それぞれ個別の事案に応じた支援をしていくほうがいいのではないかと考えていたところです。

市営住宅についても、こちらでも、ほとんどの市営住宅にはお風呂とかはなくて入所者が自らつけるというところが多いのですが、今回、こちらは市営住宅の担当課のほうとも相談しまして、用途廃止を予定している物件の中でも状態のよい物件を選択しております。今回は特に修繕等を要するような住宅の提供にはなっておりません。また、入居に当たってのクリーニングなどの必要な経費もこども家庭課において予算要求をすることにしておりますし、またお風呂についても、浴槽、ボイラーなどの最低限の設備についてはこちらのほうで設置して、すぐ住めるような状態にしたいと考えております。あと、鍋釜とか寝具とかについても、民間のほうのNPO法人のほうからお借りする計画も立てておりますので、必要な方にはあまり費用をかけなくてもすぐに入れるような体制を整えていきたいと思っております。

○20番（石田 久委員） やはり、今回のひまわり荘の廃止というのは、青森県内でいけば3か所しかないのですね。青森市、八戸市、弘前市しかない。そういう中で青森市は、私も見に行ったような状況で、応募者もかなり多いわけですが、やはり新しくなって、そこで若い人たちが入所するというような形なのでは、やはり今求められているのは、これからは地域での在宅の支援ということを中心にやると言うのですけれども、全国的にもかなり、ひまわり荘と同じような母子生活支援施設が結構あるわけですね。

そういう中で、青森市はこういうふうな形で、20世帯が入所できる中で、母親も子供もそれなりに、精神的なものも、あるいは不登校もなく学校に行っているわけですが、やはり精神的なフォローもこの施設の中ではやられているわけだけども、これが在宅で、そういうような支援というのは、今まではなかなかやられていなかったわけですが、今後やるということですが、それとは別に、施設としてこれは必要だと思います。そういう中で、さらに在宅の支援も行うべきだと私は考えますが、その辺については、特にこの間のコロナの影響によって、本当に一番大変なときにそういうフォローが今もできていないというところで、やはりこれを廃止にすべきではなく、新しく建て替えとか、あるいはそういうことを

ぜひとも、それは必要ではないかと。

先ほど課長が……。

○委員長（木村隆洋委員） 石田委員に申し上げます。質疑の中身のほうが、前段が再質疑のほうと結構同じような内容になっていますので、質疑のほうを簡潔にお願いしたいと思います。

○20番（石田 久委員）（続） はい。

課長が先ほど述べた中では、費用ではないと。コストの問題ではないのだという答弁をしましたがけれども、それだったら、やはり今、母子生活支援施設のところを廃止するのではなくて新しく、あるいは建て替えを行うべきだということについて質疑したいと思います。

○委員長（木村隆洋委員） 建て替えについて検討しているのかという内容でよろしいですか。

○20番（石田 久委員）（続） そうですね。

○こども家庭課長（石澤容子） 建て替えについては先ほど申し上げましたが、施設の入所者には限りもございますし、DV等の被害者が増えている中で、一部の支援が必要な方のための施設というよりは、広く、個別にいろいろな、支援の仕方も変わってきますので、それぞれのケースに応じて在宅支援を、アウトリーチなどを十分した上で行っていきたいと考えております……（「そんでねでば。検討したんだがどんだがと聞いじゅんだはんで、ちゃんと聞いてねばまねじゃ」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村隆洋委員） 理事者に申し上げます。石田委員は、これまでの議論の中で建て替えの検討があったのかどうかと。それで、建て替えでなくて、今回は廃止にした明確な理由を伺いたいということでもよろしいですか、石田委員。（「はい、よろしいです」と呼ぶ者あり）

その点に関して、御答弁をお願いします。

○こども家庭課長（石澤容子）（続） 建て替えについても、費用の面も含めまして検討いたしました。総合的に考えまして、建て替えよりは在宅支援のほうに重点を置きたいと考えたものでございます。

○2番（成田大介委員） 私からは1点。

この資料、今までいろいろ調べてきたものを見てみると、ここ数年の世帯数、あるいは一般財源の負担、そして老朽化ということを考えていくと、やはり今、現状、建て替えも含めた、取り壊しも含めたものも検討していかなければいけないのかなと思うのですけれども。

一つだけ。その中で、今、12月で1世帯がいなくなってゼロ世帯になるというようなところなのですが、今後、例えば令和4年中にまた入居者が入ってきました。同程度の相談者というのか、入居者が手を挙げた場合に、令和4年3月31日以降で、例えば2ページ目の下ですね。総合的な支援に向けた新たな取組ということで、先ほどからるる、アウトリーチ支援ということをお話しているのですが、これは市営住宅の活用、入居要件の弾力的運用というものを併せて、アウトリーチ支援というのはどの程度まで。

今の入居制限といいますか、お子さんの年齢制限があるかと思うのですけれども、そのまま、市営住宅のほうには同じような体制で住み続けられるのか。あるいは一度、12歳以下でしたか、12歳を過ぎると、何か状況が変わるのかということをお聞きしたいです。

○こども家庭課長（石澤容子） アウトリーチ支援の具体的なところを申し上げますと、例えばDVなどで緊急避難が必要な方への避難場所のあっせん、あるいは避難場所から次の住居の紹介、またそこに至るまでの手続や家財道具準備の手伝い、あとは親や子供に対する心身のサポートなど、その方が落ち着くまで継続して訪問することを考えております。

あと、年齢制限については特に考えておりません。

○2番（成田大介委員） 最後、一つ。

これは、運用開始時期というのは令和4年4月1日からという考え方でよろしいでしょうか。

○こども家庭課長（石澤容子） そのように考えております。

○1番（竹内博之委員） 私から1点だけ。

今回、母子生活支援施設ということで、関係団体として、例えば母子会とかが挙げられると思うのですが、今回のこの条例廃止に当たって、そういった関係し得るだろうという団体との協議であったりとか、もし協議をしたのであれば、協議の中でどういう意見が出されたのかということをお教えいただければと思います。

○こども家庭課長（石澤容子） 一番関連する団体と思われるところで、母子寡婦福祉会というところがございます。こちらについては、検討を始めた段階から弘前市母子寡婦福祉会の会長のほうには相談をしております。その中で、こちらから在宅支援の提案などをして、一定程度受け入れていただいております。また、議会のほうの審議が終わりましたら、また改めて母子寡婦福祉会の会長のほうに説明をしたいと思っております。

○委員長（木村隆洋委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

○20番（石田 久委員） 議案第100号弘前市母子生活支援施設条例を廃止する条例案に反対の立場で討論を行います。

反対理由の第1は、母子生活支援施設ひまわり荘を2021年度末で廃止する案です。コロナ禍で非正規雇用が多い女性へしわ寄せが集中しているときだからこそ、母子が一緒に入所できる唯一の児童福祉施設は存続させるべきです。

反対理由の第2は、1965年(昭和40年)に建設され、築57年を経過しているため建物の老朽化が進んでいます。市は、「母子生活支援施設の必要性を確認し、機能を維持しながらコストを低減できる方法などについて検討してまいりたい」と述べています。建物の建て替えなどを含めた住環境の改善とDV対応のため、施設が24時間体制で安全が守られ、安心して生活ができることが必要です。

反対理由の第3に、ひとり親を含む全ての子育て世帯を対象とした総合的な支援について、コロナ禍での具体的な取組が進んでいないことです。

生活保護についても、職員1人で80人の対応が100人以上となり、職員のメンタルも著しく厳しい状況です。

青森県内では、青森市立すみれ寮、八戸市の小菊荘、弘前市のひまわり荘があります。青森市のすみれ寮は平成26年に開設し、20世帯の定員ですが、希望者が多い状況です。

ひまわり荘を廃止するのではなく建物の建て替えなどをし、世帯の自立を促進するため、母子支援員、少年指導員によりお母さんの生活支援、お子さんの養育等の支援を行うことが必要ではないでしょうか。

以上で反対討論といたします。

○2番（成田大介委員） 私からは、議案第100号弘前市母子生活支援施設条例を廃止する条例案に対する賛成討論を行います。

私は、議案第100号弘前市母子生活支援施設条例を廃止する条例案に賛成の立場で意見を申

上げます。

今回の条例廃止は、老朽化に伴う利用者の減少と社会的ニーズの変化などに対応するため、弘前市母子生活支援施設である弘前市ひまわり荘を廃止しようとするものです。

市では、母子への生活サポートを目的としたこれまでの施設を用意した支援から、既存事業の拡充と新たな取組を組み合わせた、ひとり親を含む全ての子育て世帯を対象とした総合的な支援へ機能向上を図り、一人一人に合った的確できめの細かい支援を実施していくとしております。

また、新たな取組の柱として実施する子供家庭総合支援拠点については、国の児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき設置するもので、国の方針にも合致するものと考えます。

以上のことから、今回の廃止は妥当なものと判断し、議案第100号については賛成するものであります。

なお、理事者においては、今後も多様なニーズに対応した子育て支援の充実により一層努められるよう要望するものであります。

○委員長（木村隆洋委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（木村隆洋委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第101号 弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

○委員長（木村隆洋委員） 最後に、議案第101号弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

○健康こども部長（三浦直美） 議案第101号弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本条例案は、健康保険法施行令の一部改正に準じ、出産育児一時金の額を見直しするため、所要の改正をしようとするものであります。

出産育児一時金は、国保加入者が出産した場合、世帯主に対して42万円を上限として支給する制度であります。産科医療補償制度の掛金が令和4年1月1日からの出産について、現行の1万6000円から1万2000円に引き下げられることに伴い、現行では出産育児一時金40万4000円と産科医療補償制度掛金相当額の加算分1万6000円を合計して42万円であったものを、改正後は出産育児一時金を4,000円引き上げて40万8000円とし、産科医療補償制度掛金相当額の加算分1万2000円との合計で42万円となります。

結果的に、現行、改正後ともに支給額は変わらない調整としようとするものであります。

この産科医療補償制度とは、分娩に関連して重度脳性麻痺になった子供と家族の経済的負担の補償をするとともに、原因分析や再発防止などを行うことを目的として、財団法人日本医療機能評価機構が運営主体となって平成21年1月にスタートした制度であります。

この制度に加入している医療機関で出産された方は、従来どおりの42万円と変更はありませんが、制度を利用していない方につきましては、現行の40万4000円から40万8000円へと4,000円増額となります。

産科医療補償制度掛金の変更の背景であります。厚生労働省によりますと、補償対象基準の見直しと補償対象者の実績の調査を行った結果、これまでの掛金の剰余金を充当することで掛金を4,000円引下げることができることとなったというものであります。

また、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会から、産科医療補償制度の掛金が引き下げられた場合でも、少子化対策として、出産育児一時金の支給総額42万円を維持する方向性の提言がなされていることから、総額を維持するよう調整しようとするものであります。

お手元に配付した資料の1枚目に関しては、次の資料1から4をまとめたものになります。

それでは、資料1のほうから御説明申し上げます。資料1を御覧ください。

こちらは、健康保険法施行令の一部改正に関する国からの通知の写しであります。第1、改正の趣旨にあるように、産科医療補償制度の掛金が令和4年1月1日より1万6000円から1万2000円へ引き下げられるものの、社会保障審議会医療保険部会において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金の支給総額は維持すべきとされております。

第2、改正の内容の1の(1)にあるように、産科医療補償制度の見直しを踏まえて出産育児一時金の支給額の見直しがなされ、現行の40万4000円から40万8000円に引き上げられたものであります。

次に、資料2を御覧いただきたいと思っております。こちらは、条例改正条文について示した新旧対照表であります。右側が現行で、左側が改正案であります。

改正する条文は、第7条第1項となっております。

次に、資料3を御覧いただきたいと思っております。こちらは、出産育児一時金の支給額と支給件数を解説する資料でございます。

1の図を御覧ください。現行と改定後の支給額を比較したものでございます。

現在、出産育児一時金が40万4000円と、産科医療補償制度掛金分が1万6000円の合計42万円ですが、改正後は、掛金分が減額されるのと同額、一時金を引き上げるため、支給総額は変わらないものであります。

次に、2は、令和2年度の出産育児一時金の支給件数等を記載したものであります。支給件数101件のうち、産科医療補償制度を利用して42万円が支給されたものが98件、産科医療補償制度を利用せず40万4000円が支給されたケースは3件ございました。

最後に、資料4を御覧いただきたいと思っております。こちらは、出産育児一時金の支給の流れを解説する資料となっております。

ほとんどの場合、①の同意に基づいて、②、③のルートを経て市に請求があり、市が支出した42万円は、④、⑤のルートで国保連を経由して医療機関へ支払われます。

まれに、直接支払い制度を利用しない場合は世帯主へ直接支給することとなるほか、⑥の部分ではありますが、出産費用が42万円に満たない場合には差額を世帯主へ支給しております。

説明は以上となります。

- 委員長（木村隆洋委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。
- 20番（石田 久委員） まずは、分娩に関連してということで、重度脳性麻痺となった子供と家族の経済的負担を補償する制度ということですが、具体的に、弘前市の中でそういうお子さんとか、そういうような形で、補償の件数とかはどのぐらいなのでしょう。
- 国保年金課長（葛西正樹） ただいま御質疑がございました弘前市の状況ということに関しては、我々として把握しているところはございませんで、全国の数字として示されているものといたしまして、2016年から2020年まで、5年間で補償対象となっている件数が803件になっています、資料によりますと。1年当たり160件ぐらいということで。出生数でいきますと、全国で100万人強ぐらいだと思いますが、弘前の出生数が大体、国保で100件ぐらいということは、社会保険を含めると1,000件ぐらいということで、大体、比率でいきますと、弘前に当てはめると0.12件とか、そのぐらいになると思いますので、恐らくないか、あったとしても件数は非常に少ないのではないかとこのように考えております。
- 委員長（木村隆洋委員） ほかに御質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（木村隆洋委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。
本案に対し、御意見ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（木村隆洋委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（木村隆洋委員） 御異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。
以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。
よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時57分 散会】